

平成30年4月1日  
岐阜県健康福祉部高齢福祉課

## 各務原市内における通所介護に係る指定居宅サービス事業者の新規指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第10項等では、市町村長は、市町村介護保険事業計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため、都道府県知事に対し、新規指定等をしないこと等について協議を求めるとされています。

岐阜県では、各務原市からの上記に関する協議に応じ、平成30年9月から、各務原市内における通所介護に係る指定居宅サービス事業者の新規指定について、下記のとおり取り扱うことといたしますので、新規指定を申請される場合はご注意願います。

- 各務原市内における通所介護事業所の新規指定については、事前に各務原市へ相談を行い、各務原市から新規指定に関して以下に該当せず、**適当と認められる旨の意見書の提出があった場合のみ**、新規指定を行うこととします。

### 【各務原市において新規指定が適当とされない場合】

- ① 通所介護の量が、各務原市第7期介護保険事業計画で定める見込量に既に達している場合、又は申請によって当該見込量を超えることとなる時
- ② その他上記計画の達成に支障を生じるおそれがあるとき

### 【対象とする地域】

各務原市全域

### 【開始時期】

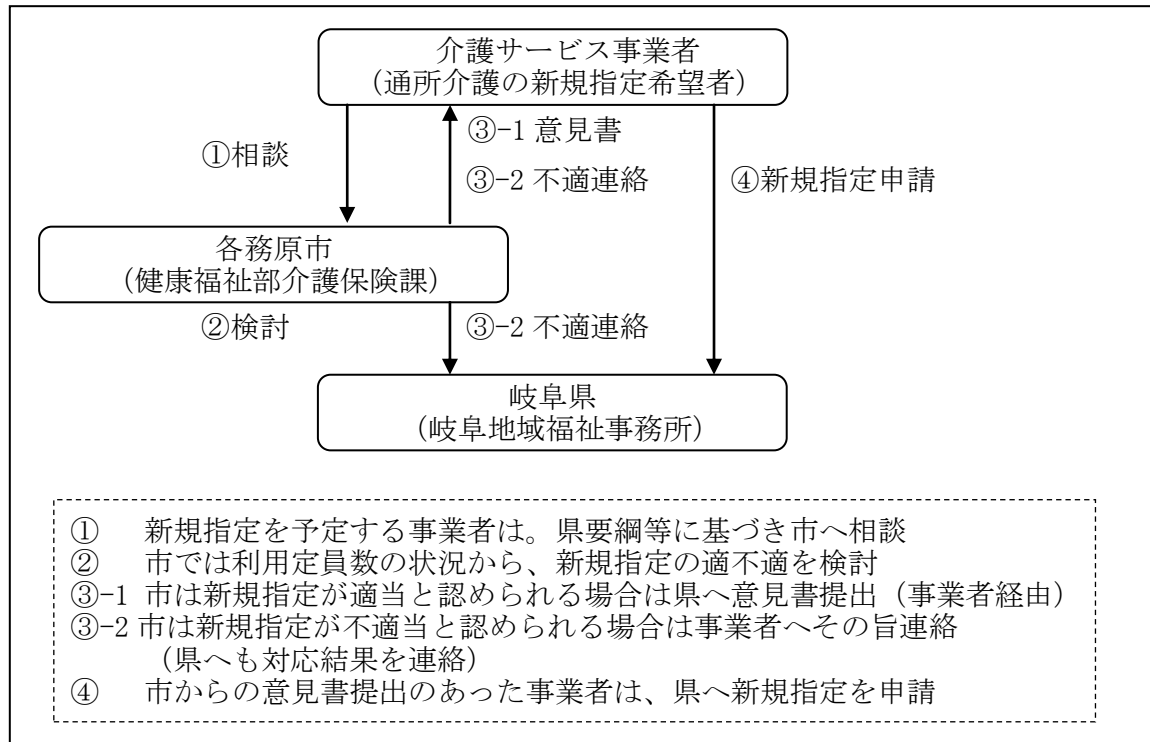
平成30年9月1日から

[ただし、平成30年4月1日から同年8月31日の間に新規指定を受けようとする場合（平成30年3月31日までに新規指定の申請を行っていない場合に限る。）においても、原則としてあらかじめ各務原市に相談を行うものとします]

### 【対象とする期間】

第7期各務原市介護保険事業計画期間（平成30年9月1日から平成32年度まで）

【各務原市内における県の通所介護事業所の新規指定の流れ】



各務原市役所連絡先

岐阜県各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係  
TEL : 058-383-2067(直通) FAX : 058-383-6365(代表)  
代表メール : [kaigo@city.kakamigahara.lg.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.lg.jp)

○介護保険法第70条第10項に基づく市町村長からの協議の求めに関する要綱

○介護保険法第70条第10項に基づく各務原市長からの協議の求めに関する実施要領